

風水害への備え

身を守るために 事前の対策を

突然の大雨による河川の増水や土砂災害などに注意しましょう。また、大雨時に不用意に河川や用水路を見に行くことは絶対にやめましょう。

普段から、テレビやラジオなどの気象情報に注意するほか、自宅周辺の山や川の異変など、危険と感じた場合には、近くの公民館など安全な場所へ早目の避難をお願いします。

問い合わせは、安全安心課防災係（☎内線462）へ。

避難情報に御注意を

市では、気象情報などに基き、土砂災害や河川のはん濫などの危険が生じた場合にできるだけ地域を限定して避難情報を発令します。

避難情報の連絡は、区長さんなどへの電話連絡や、ふれあいメール、防災行政無線、防災ラジオなどを使ってお知らせしますので、安全な場所への避難をお願いします。

なお、真夜中に大型台風通過が予想される場合などは、昼間のうちに発令する場合もあります。

雨量に注意しましょう

土砂災害は、雨が原因となって発生することが多く、1時間に20ミリ以上の強い雨が降ったり、降り始めてからの

雨量が100ミリを超えたりすると土砂災害が起こりやすくなると言われています。

洪水は、大雨よりも少し遅れて起こります。また、崖崩れなどは雨がやんだ後に起こることもありますので、大雨の後には数日間、注意が必要です。

非常用持ち出し品を準備しておきましょう

大規模な災害が発生した場合は、食料品や日用品が品薄状態や売り切れ状態になるおそれがあります。

こうした事態に備えるため、日頃から、非常用の食料や飲料水を最低でも3日分、できれば1週間分を備えましょう。詳しいことは、防災チェックシートで御確認ください。防災チェックシートは、市ホームページ

ムページ、市役所3階の安全安心課、新里・黒保根支所及び各公民館にあります。

停電情報提供サービス を御利用ください

停電などの緊急時は、問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合があります。

大雨や落雷などにより、お住まいの地域の電気が消えてしまったときは、パソコン、携帯電話、スマートフォンなどで東京電力パワーグリッド株式会社のホームページ「停電情報提供サービス」(<http://teideninfo.tepco.co.jp/>)から停電状況や復旧見込み時刻が確認できます。

問い合わせは、東京電力パワーグリッド株式会社（☎0120・995・007）へ。

非常用に備える主な備蓄品

●食料

食品（缶詰、レトルト食品、ドライフーズなど）、飲料水（1人当たり1日3リットル）など

●生活必需品

ティッシュペーパー、トイレトペーパー、生理用品、おむつ、簡易トイレ、歯ブラシなど

●医薬品

傷薬、ばんそうこう、解熱剤、常備薬など

●衣類関係

着替え、寝袋、毛布、タオルなど

●準備しておく便利なもの

ラジオ（予備の電池）、懐中電灯（予備の電池）、卓上コンロ、燃料（固形燃料、予備のガスボンベなど）、マッチ、ライター、缶切り、ナイフ、簡易食器（割り箸、紙皿、紙コップ）、マスク、ウェットティッシュなど



木造住宅の耐震化を進めましょう

市では、耐震改修促進計画に基づいて新耐震基準以前の木造住宅耐震化のために木造住宅の耐震診断を行い、その結果に応じて改修費などの補助を実施します。

対象住宅 Ⅱ昭和56年5月31日以前着工の在来軸組み工法で建築した地上2階建て以下の住宅(併用住宅は住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)
対象者 Ⅱ対象住宅に居住する住宅の所有者で、市税を滞納

していない人

申し込みⅡ必要書類を事前に確認し、木造住宅耐震診断は6月21日(水)午前10時から、耐震不足の住宅に対する改修費用などの補助(①④)は6月28日(水)午前10時から市役所4階の建築指導課へ申し込んでください。各事業とも受け付け順に審査の上、実施対象者を決定します。
無料木造住宅耐震診断
募集戸数Ⅱ11戸程度で予算の

範囲内

費用Ⅱ診断は無料ですが、診断技術者の交通費として1000円が必要です。また、資料(建築確認通知書及び案内図・平面図)が無い人は、図面作成料として、9000円の負担をお願いします。
耐震不足の住宅に対する改修費用などの補助
対象住宅Ⅱ上記の対象住宅のうち、耐震診断の結果、上部構造評点が1・0未満の住宅

募集戸数Ⅱ次の①から④までの補助合計額で予算の範囲内補助内容

- ①木造住宅耐震補強工事補助
上部構造評点1・0以上になるための耐震補強工事及び工事監理に要する費用の2分の1以内で、限度額は100万円。
- ②簡易耐震改修工事補助
地上2階建ての住宅で、1階の上部構造評点が1・0以上となるものや、屋根の全てを重い屋根から軽い屋根に置き替えるなどの工事及び工事監理費用の2分の1以内で、限度額は50万円。
- ③耐震補強工事(従前改修)

補助

②の簡易耐震改修工事から引き続き行う耐震補強に伴う工事及び工事監理に要する費用の2分の1以内で、既に交付された補助額と①の限度額の差額を限度とする。ただし、②の工事と重複する部分を除く。
④耐震シエルト等設置工事補助
生命を守る空間を確保するため、住宅内に耐震シエルトなどを設置する工事に要する費用の2分の1以内で、限度額は25万円。
問い合わせは、建築指導課 建築審査係(☎内線673)へ。

残土条例を御理解ください

市では、土砂などによる不法な埋め立てを防止するために、平成14年から「桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(残土条例)」を施行しています。

他の土地から土砂を搬入し、面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものや搬入容積が1,000立方メートル以上の埋め立てなどを行おうとするときは、原則として市長の許可が必要です。

事業者は、土砂などの埋め立てなどによって土壌の汚染や災害が発生しないようあらかじめ検討の上、各種対策をしてください。

土地所有者は、埋め立てなどを行う事業者に自分の土地を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分確認し、かつ隣接地の承諾を得るなど、トラブルのないよう御注意ください。

問い合わせは、環境課環境保全係(☎内線313)へ。

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。

ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用して、防災行政無線や防災ラジオで特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メールなどにより緊急情報をお知らせします。

屋外にいる場合は、近くのできる限り頑丈な建物や地下などに避難してください。屋外にいて近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。屋内にいる場合は、窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動してください。

詳しいことは、内閣官房の国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)を御覧ください。

問い合わせは、安全安心課防災係(☎内線462)へ。